

旭川医科大学安全衛生委員会細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和元年8月7日学長裁定)

旭川医科大学安全衛生委員会細則の一部を改正する細則

旭川医科大学安全衛生委員会細則(平成16年4月1日学長裁定)の一部について、下記右欄(「現行」欄)を同表左欄(「改正後」欄)のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>第1条～第7条(略) (庶務)</p> <p>第8条 委員会に関する事務は、事務局各課の協力を得て総務部<u>人事課</u>で処理する。 (雑則)</p> <p>第9条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。</p> <p><u>附 則</u> <u>この細則は、令和元年8月7日から施行し、改正後の第8条の規定は平成31年4月1日から適用する。</u></p> <p>【改正理由】 平成31年4月1日付けの事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。</p>	<p>第1条～第7条(略) (庶務)</p> <p>第8条 委員会に関する事務は、事務局各課の協力を得て総務部<u>総務課</u>で処理する。 (雑則)</p> <p>第9条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。</p>